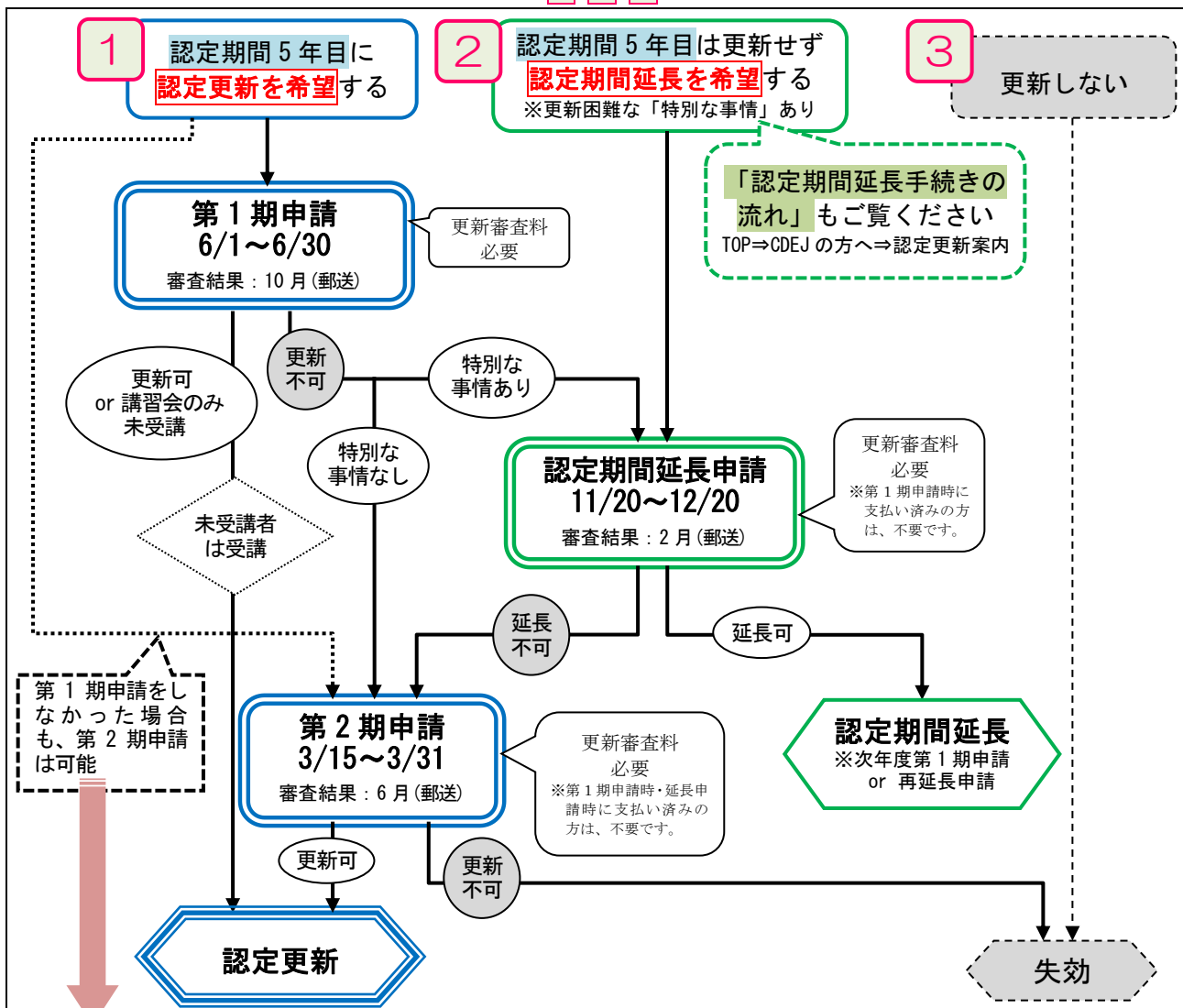


認定更新手続きの流れ

※認定期間 5 年目になりましたら、**1** **2** **3** のいずれかを選択してください※



★第 1 期申請と第 2 期申請の違い★

- ・ 第 1 期申請で不備・不足があった場合は、追加提出・再提出(第 2 期申請)ができます。
- ・ 第 2 期申請で不備・不足があった場合は、追加提出・再提出ができません。(更新不可⇒失効となります。)

※(延長希望の方以外は、)できるだけ、第 1 期申請で提出されることをお勧めします。

★第 1 期申請の時点で、更新申請書類をすべて準備できない場合★

- ・ 「糖尿病療養指導業務に従事した証明書」は、業務従事期間が通算 3 年未満の場合は提出不可
- ・ 「糖尿病療養指導自験例の記録」は、10 例まとめて提出できない場合は提出不可
- ・ 「研修単位(第 1 群・第 2 群)」は、必要単位数(各 20 単位)をすべて取得できていなくても提出可

※すべての書類が揃わなくても、提出できる書類だけでも提出可能です。

★認定更新申請と認定期間延長申請について★

- ・ 第 1 期申請をして「更新不可」となった方で、特別な事情がある場合は延長申請が可能です。
- ・ 延長申請をして「延長不可」となった場合、第 2 期申請をしないと更新できません。

★更新審査料について★

- ・ 認定更新申請には、審査料 10,000 円が必要です。(1 回限り)
 - ・ 「認定更新申請⇒延長申請」をした場合、その翌年度以降に再度、認定更新申請(第 1 期申請・第 2 期申請)をされる際には、再審査料 3,000 円が必要です。(1 回限り)
- ただし、東日本大震災で被災された方(被災を理由に延長された方)は、再審査料は免除となります。